

## 地域自殺対策強化交付金交付要綱

### (通則)

第1条 地域自殺対策強化交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、若年層向け自殺対策や、経済情勢の変化に対応した自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 平成27年2月19日付け府政共生第158号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）通知の別紙「地域自殺対策強化事業実施要領」（以下「実施要領」という。）別記により都道府県が行う事業（以下「都道府県事業」という。）

(2) 実施要領別記により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分（実施要領の別記による事業区分）、対象経費及び補助率は別添のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算定された事業ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第1項の(1)に掲げる都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別添の表の第1欄に定める事業区分で、第2欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の国の補助率を乗じて得た額を選定する。

イ アにより選定された事業区分ごとの額を合算する。

(2) 第1項の(2)に掲げる市町村事業に対する交付金は、次により算出するものと

する。

ア 別添の表の第1欄に定める事業区分で、市町村ごとに第2欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の国の補助率を乗じて得た額を選定する。

イ アにより選定された事業区分ごとの額を合算する。

(申請手続)

第4条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、別紙様式第1による申請書を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、別紙様式第2による申請書を、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査(市町村事業に係る交付金の交付が法令等に違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等)し、交付金を交付すべきものと認めた事業について、取りまとめの上、別紙様式第1による申請書を別途定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。

(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第3による交付金交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 都道府県知事は交付決定後に申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 大臣は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 都道府県知事は補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 都道府県知事は補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第5-1又は5-2による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は補助事業を完了したときは、その日から1月を経過した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第6による報告書を大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、別紙様式第7による報告書を、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第6による報告書を添えて、翌年度の4月10日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに大臣に提出するものとする。

（交付金の額の確定等）

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

- 2 大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13条 都道府県知事は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第14条 交付金は、第12条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第9による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げ

る場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第16条 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち適正化令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が定める期間とする。
  - 3 都道府県知事は前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
  - 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第 18 条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第 19 条 都道府県知事は市町村の長に交付金を交付するときは、第 7 条から第 18 条まで、(第 11 条、第 12 条及び第 14 条を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(別添)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 対象経費	3 事業主体	4 補助率		
			国	都道府県	市町村
若年層対策事業	事業実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金	都道府県	10/10	-	-
		市町村	10/10	-	-
経済情勢対策事業	事業実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金	都道府県	3/4	1/4	-
		市町村	3/4	市町村の補助率の範囲で、都道府県において補助率を設定することができる	1/4 ※都道府県において補助率が設定された場合は、その補助率割合分を除く
その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業	事業実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費、図書購入費(注3)、委託料、補助金、負担金	都道府県	3/4 注1:10/10 注2:1/2	1/4 注1 - 注2 1/2	-
		市町村	3/4 注1:10/10 注2:1/2	市町村の補助率の範囲で、都道府県において補助率を設定することができる	1/4 注1:- 注2:1/2 ※都道府県において補助率が設定された場合は、その補助率割合分を除く

注1 実施要領別記第2の3 (1)～(3)に該当するもの。

注2 実施要領別記第2の3 (13)に該当するもの。

注3 実施要領別記第2の3 (13)に該当するものは除く。